

令和 8 年 1 月 8 日付け公告の内容

このたび、庄原市の一部を地域とする県営土地改良事業（ため池等整備事業 建目池地区）の事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 88 条第 1 項の規定により、次の事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

ついては、この事業計画によって新たに受益地となる地域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を、所有権以外の権原に基づいて使用及び収益している者で、その農用地又は土地について、当該土地改良事業に参加しようとする者は、法第 3 条の規定によって令和 8 年 1 月 21 日までに庄原市農業委員会へ申し出られたい。

1 土地改良事業計画変更の概要

2 事業費の負担の予定基準等